

別記様式

(表面)

第 号

立 入 檢 査 証

官 職 氏 名

年 月 日 生

上記の者は、労働災害防止団体法第52条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

労 働 大 臣 印

または 通 商 産 業 大 臣 印

(裏面)

労働災害防止団体法(抄)

(報告等)

第52条 労働大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、労働災害防止団体に対して、その業務に関し必要な報告を命じ、又はその職員に、労働災害防止団体の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(鉱山に関する特例)

第57条 (第1項 略)

- 2 鉱業法第4条に規定する鉱業に係る協会に関しては、第2章(労働災害防止規程に係る部分及び第52条を除く。)中「労働大臣」とあるのは「労働大臣及び通商産業大臣」と、「労働省令」とあるのは「通商産業省令、労働省令」と、第52条中「労働大臣」とあるのは「労働大臣又は通商産業大臣」とする。

第60条 第52条第1項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5,000円以下の罰金に処する。

(縦6.0センチメートル 横8.5センチメートル)